

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月22日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第9号

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則

京都市教育委員会通則の一部を次のように改正する。

第13条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第14号中「京都市公文書の公開に関する条例」を「京都市情報公開条例」に改め、同項第15号中「公文書公開審査会」を「情報公開審査会」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第3号中「京都市公文書の公開に関する条例」を「京都市情報公開条例」に改め、同項第5号中「公文書公開審査会」を「情報公開審査会」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第4項中「第4号」を「前項第4号」に改める。

「 西京高等学校新学科企画推進室

塔南高等学校教育学科（仮称）開設準備室

第16条中 下京中学校教育企画推進室 を

工業高校改革推進室

音楽高校改革推進・建設室 」

「 京都こどもモノづくり事業企画推進室
に改める。

音楽高校改革推進・建設室 」

第17条指導部の款学校指導課の項第4号中「京都こどもモノづくり塾（仮称）」を「京都こどもモノづくり事業」に改め、同款下京中学校教育企画推進室の項及び工業高校改革推進室の項を削り、同款地域教育専門主事室の項に次の1号を加える。

(3) 放課後子ども教室に関すること。

第19条第7項を次のように改める。

7 事務局の課を置かない部及び室(小中一貫教育推進室及び京都こどもモノづくり事業企画推進室を除く。)並びに課に参加, 担当課長, 統括首席人事主事, 統括首席社会教育主事, 統括首席指導主事, 首席人事主事, 首席指導主事, 首席社会教育主事, 地域教育専門主事補, 課長補佐, 担当課長補佐, 主任指導主事, 人事主事, 指導主事, 社会教育主事, 社会教育主事補, 専門主事, 担当係長, 主任研究員又は主事を置くことがある。

第19条第8項を削り, 第9項を第8項とし, 第10項を第9項とし, 同条第11項の表総務部教育環境整備室の項中「学校冷房化推進係長」を削り, 同表指導部学校指導課の項中「人権教育推進係長 人権教育企画係長」を「人権教育係長」に改め, 同項を同条第10項とする。

附 則

この規則は, 平成19年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)